

東京都交通局 職員等表彰実施要綱

昭和62年4月1日 61交総第1195号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都交通局職員等表彰規程（昭和62年規程第22号。以下「規程」という。）

第12条の規定に基づき、局長の行う職員等の表彰の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(局長表彰の推薦)

第2条 部長は、当該部において実施する表彰を受けた者の中から局長表彰の推薦を行うこととする。

ただし、規程第2条各号の一に該当すると認められる行為があり、当該部長が必要と認める場合には職員部長と協議の上、上記にかかわらず推薦を行うことができる。

2 表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付すため、次に掲げる必要書類を添えて推薦する。

- 一 推薦書
- 二 功績調書（別記様式）
- 三 履歴カードの写し
- 四 功績を証する資料がある場合は、その資料
- 五 前各号のほか委員会が必要とする資料

(副賞の授与)

第3条 規程第3条ただし書に定める副賞は、委員会が別に定める記念品により授与する。

(表彰の期日)

第4条 表彰の期日は、毎年3月とする。ただし、必要があると認めた場合は、随時行うことができる。

(履歴登載等)

第5条 局長表彰を行った場合は、被表彰者の履歴カードにこの旨記載する。ただし、被表彰者が3名以上のグループの場合又は類似の行為により表彰の対象者が3名以上の場合は履歴カードへの記載を行わないものとする。

2 局長表彰の被表彰者の事績は、交通局報にこれを登載する。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関して必要な事項は、職員部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 東京都交通局職員の提案に関する要綱（昭和61年交総第336号）に基づく提案事項の審査、表彰手続等並びに電車及び自動車運転無事故表彰要綱（昭和49年交総第889号）及び自動車運転手無事故精励表彰要綱（昭和49年交総第890号）に基づく表彰事項、表彰手続等については、引続き同要綱の

定めるところによる。

- 3 地下高速電車運転無事故表彰要綱（昭和62年交電車第929号）及び荒川線無事故精励表彰要綱（昭和62年交電車第930号）に基づく表彰事項、表彰手続等については、同要綱の定めるところによる。

附 則（昭和62年交職第902号）

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年交総第743号）

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則（平成2年交総第1465号）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成12年交職第611号）

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成15年交職第1170号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年交職第1018号）

この要綱は、平成20年2月13日から施行する。

附 則（平成23年交職第1439号）

この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

附 則（平成27年交職第1261号）

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。